

一般社団法人日本インド亜大陸経済協会

会員規約

令和2年4月24日制定

第1条（総則）

この規約は、一般社団法人日本インド亜大陸経済協会（以下「当協会」）の会員について定める。

2 本規約は当協会の社員総会の議決により発行・改訂される。

第2条（会員の定義）

当協会は、一般会員および賛助会員から構成される。

（1）正会員には①法人・資本金3億円未満 / 団体、②法人・資本金3億円以上、③個人の区分がある。

（2）賛助会員には①法人②個人の区分がある。

また、賛助会員は1法人 / 団体もしくは1個人で複数口の申し込みをすることができるものとする。

第3条（入会）

会員として入会しようとする者は社員総会が設置した運営事務局が定めた入会申込書に必要な書類を添付して申込手続きを行う。運営事務局の審査を通過し承認されたものを会員とする。

2 当協会は、入会を承認したときは、その旨を入会申請者及び会員に通知する。

3 過去に社員総会で除名処分を受けたものは再入会を申し込むことはできない。

第4条（会員の権利）

会員は社員総会への出席および議決の権利を有しない。ただし、当協会の社員総会にて決定した事項は会員が広く確認できる場にて公示する。

2 正会員は通常各支部に所属し、所属する支部および他支部の活動に参画できる。

3 各種会員は以下の特典を有する。なお、特典内容は社員総会の議決により改訂が行われることがある。

<正会員特典>

- ・メールマガジンの配信
- ・インド亜大陸での法人設立・進出等に関する無料相談
- ・JISEA ホームページへの記載
- ・JISEA ロゴマークの使用権利
- ・JISEA 名刺の付与

- ・講演会、セミナー、勉強会、交流会等への参加権利
- *但し、内容により参加費がかかる場合があります
- ・JISEA 会員限定資料等の情報提供
- ・その他

<賛助会員特典>

- ・メールマガジンの配信
- ・JISEA ホームページへの記載
- ・JISEA 賛助ロゴマークの使用権利
- ・その他

第5条（入会費および会費）

当協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は入会費および会費として社員総会にて定める額を支払う義務を負う。

2 次項に定める(1)、(2)、(3)の種別の正会員は入会の際に入会金の支払いが必要となる。

(1)および(2)の法人会員は30,000円、(3)の個人会員は10,000円とし、入会時に8項に定める期日までに支払う。なお、(4)および(5)の賛助会員の入会金は存在しない。

3 会費は年額とし、会員資格の種別により、次の各号に掲げる金額を一括で8項に定める期日までに支払う。

- (1) 正会員（法人・資本金3億円以上） 年間300,000円
- (2) 正会員（法人・資本金3億円未満 / 団体） 年間100,000円
- (3) 正会員（個人） 年間50,000円
- (4) 賛助会員（法人） 年間30,000円（一口）
- (5) 賛助会員（個人） 年間10,000円（一口）

4 前項に定める(4)、(5)の賛助会員の会費については複数口の加入が可能なものとする。

5 当協会は、会員が既に支払った入会費および会費を、理由の如何に関わらず返還しない。ただし、当協会が社員総会の決議により特別に認める場合はこの限りではない。

6 入会金および会費の納入は、当協会が請求時に指定する方法により申込月の末日までに納付するものとする。

7 契約期間満了日の1か月前までに会員からの書面等による別段の意思表示がない場合は、自動的に更新されるものとする。

第6条（会員の退会）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失し、当会員の一人であることを自称することはできない。また、名刺等を返還する義務を負う。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 当該会員が死亡、または解散・清算・破産したとき
- (3) 更新の際に3ヶ月以上会費を滞納したとき
- (4) 社員総会の議決により除名されたとき

第7条（会員の除名処分）

前条4号の除名を議決するには、次に掲げる各号のいずれかに該当するに至った場合に限り、議決に先立ち弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款もしくは会員規約に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

第8条（反社会的勢力）

会員は、次の各号に掲げる事項について当協会に保証する。

(1) 現在および将来において、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人ないしこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2) 会員は、反社会的勢力からの、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、不当な要求および財産上の利益供与の申し入れを断固として拒絶し、かつ取引、交際等をしていないこと。

2. 当協会が前項の保証に反していると合理的に判断したときは、当協会は会員に何らの催告をすることなく直ちに会員を除名することができる。

第9条（会員の管理）

当協会は、会員の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条に定義するものをいう）について、法令等を遵守して適切にこれを取り扱うほか、次の各号を遵守する。

- (1) 当協会の運営を目的としてのみ使用できるものとする
- (2) 第三者へ漏洩または開示しない

2 運営事務局は会員に対して、正会員の要望に応じて名刺を作成する。なお、名刺作成等にかかる費用は正会員負担とする。

3 会員は退会等により会員の資格を失った場合は直ちに名刺等を返納し、以後は当協会の会員を名乗る資格を喪失する。